

独立行政法人国立病院機構甲府病院における売店・清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和7年10月1日からの当病院内における入院患者・外来患者及び職員等(以下「患者等」という。)のための売店・清涼飲料水等の自動販売機(以下「売店等」という。)の設置・運営者を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等に係る見積書を提出願います。

令和7年7月25日

独立行政法人国立病院機構
甲府病院
院長 萩野 哲男

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構甲府病院における売店、清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備を行い、「患者等」のための「売店等」の運営の全般を実施する。

(3) 運営期間

令和7年10月1日 ～ 令和12年9月30日(5年)

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 参加者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程(以下、「会計規程」という。)及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、「契約事務取扱細則」という。)の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、「売店等」について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益情報及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行ないないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

又、全省庁統一資格の「資格審査結果通知書」による「役務の提供等」でA、B、Cいずれかの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加できない。

(2) 企画を特定するための評価基準

独立行政法人国立病院機構甲府病院における売店、清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業

- ① 企画書の提出者の能力
・同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ② 担当予定スタッフの能力
・スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

- ③ 「売店等」の運営方針等
 - ・運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取り組み意欲
- ④ 運営者からの提案
 - ・企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
- ⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- ⑥ 販売価格、賃貸料等の妥当性
 - ・販売価格や賃貸料が妥当と思われることの説明

3. 手続等

(1) 担当者

〒400-8533 山梨県甲府市天神町11-35
独立行政法人国立病院機構甲府病院 契約係長 出納 翔悟
TEL 055-240-6136(内線2322)

(2) ①説明書の交付期間

令和7年7月25日 8:30 ~ 令和7年8月15日 12:00 まで
※但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1
条に規定する行政機関の休日は除く

②説明書の交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限

令和7年8月15日 17:00までに応募申込書を担当者に提出

(4) 企画書・見積書の提出期限

令和7年8月18日 17:00までに担当者に提出

(5) 企画書のプレゼンテーションの実施

必要に応じて実施し、詳細は別途通知する。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否……要
- (3) 関連情報を入手するための窓口……担当者と同じ
- (4) 詳細は説明書による